

「あおぞら病後児保育室さくらんぼ」を始め
て七年になります。ちょうど新エンゼルプラン
が始まった平成十二年、「乳幼児健康支援一時
預かり事業（病後児保育）」の受託施設が保育所
にも拡大された年で、横浜市で初めて病後児保
育室を開室しました。

私どもの園では、昭和四十二年に「病児保育室」
の開設に向けて検討した経緯がありますが、財
政上の理由から実現できませんでした。しかし
三四年後、「病後児保育室」として実現しました。
現在、年間六〇〇人弱の利用者があり、市内の
多くの保育園から喜ばれています。

「病後児保育」という聞きなれない名前に、
保育所関係者にも利用者にも「病後児保育」の
概念が理解されず、そのPRに苦勞しました。
今でも「病後児」と「回復期」という二つの定
義の論議で終始します。

厚生労働省の「乳幼児健康支援一時預かり事
業実施要綱」の目的に「この事業は、現に保育
所に通所中の児童が病気の『回復期』であり、
集団保育が困難な期間、当該児童を保育所、病
院等に付設された専用スペース：（中略）…に
おいて一時的に預かる事業（以下『病後児保育』
という）」とあり、また対象児童は「保育所に通
所している児童であつて、病気の回復期にある

ことから、集団保育が困難な児童で、かつ、保
護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うこ
とが困難な児童であつて、市町村長が必要と認
めた者とする」とあります。

「病中」とか「病初」という言葉も生まれま
した。しかし、病気の子どもの保育は、「病後」
であれ「病中」であれ、「病児保育」なのです。
実施要綱にあるように、「病後児保育」は「乳

風

病後児保育のすすめ

病気の回復期にある児童を預かる「病後児保育
モデル事業」が実施されます。

昭和四一年、東京のナオミ保育園が近隣の病
院の一室を借り、「病児保育」として始められま
したが、運営して「回復期」の保育を行うこと
で十分その目的は達せられるとして、「保育所」
に於ける「回復期」の保育が始まりました。

この事業が始まって一三年日、現在約五〇〇

幼児健康支援一時預かり事業」の事業名の通称
名なのです。しかし、現在では「医療機関併設
型」が「病児保育」、「保育所併設型」が「病後
児保育」と解するようになりました。厚生労働
省の文書には「病児保育」の名称はなかったの
ですが、「少子化対策基本法」の中に「病児保
育」が出現し、平成十八年度からは、保育ママ
が看護師等の資格を有する場合に軽度の発熱等

神奈川県横浜市

社会福祉法人あおぞら理事長

井崎和夫

ほどの施設が運営されていますが、大都市、と
くに政令指定都市など一部の自治体を除いては、
まだまだ不十分です。人口一〇万人に一施設と
いわれています。

保育士、看護師、栄養士のそろった保育園な
らではのメリットがあります。病後児保育を一
番望んでいるのは、あなたの保育園の利用者な
のです。「病後児保育」を始めましょう。